

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担 当 課	子ども居場所課

契約業者名・住所	株式会社 学研ココファン・ナーサリー 東京都品川区西五反田2-11-8 学研ビル
工事等の名称	令和8年度松戸市放課後児童クラブ運営業務委託（東部放課後児童クラブ 外1か所）
工事等の場所	松戸市が指定した場所
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
契約金額	103,170,000円
工事等の概要	本事業は、保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない小学生の児童を放課後にお預かりし、児童の健全な育成を図る事業を行うことを目的とするものである。
随意契約の理由	本事業を平成31年度より運営業務委託として実施するにあたり、『松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例』の内容を遵守し、育成事業を確実に遂行するものである。 このため、本業務の受託者には、円滑に運営させるために育成事業を適正に執行できる子どもの放課後を豊かにする社会貢献・地域貢献を目指すことが求められることから、令和6年度に実施した松戸市放課後児童クラブ運営事業者選考委員会において、対象となる放課後児童クラブの令和7年度の運営業務委託優先交渉事業者として選考され、育成支援の安定性の観点から継続して契約事業者と随意契約を結ぶことが適当であると考えられる。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により、同者を相手として随意契約を行うこととした。

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担 当 課	子ども居場所課

契約業者名・住所	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 東京都豊島区東池袋1丁目44-3池袋ISPタマビル
工事等の名称	令和8年度松戸市放課後児童クラブ運営業務委託（松ヶ丘放課後児童クラブ）
工事等の場所	松戸市が指定した場所
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
契約金額	41,500,000円
工事等の概要	本事業は、保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない小学生の児童を放課後にお預かりし、児童の健全な育成を図る事業を行うことを目的とするものである。
随意契約の理由	本事業を平成31年度より運営業務委託として実施するにあたり、『松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例』の内容を遵守し、育成事業を確実に遂行するものである。 このため、本業務の受託者には、円滑に運営させるために育成事業を適正に執行できる子どもの放課後を豊かにする社会貢献・地域貢献を目指すことが求められることから、令和6年度に実施した松戸市放課後児童クラブ運営事業者選考委員会において、対象となる放課後児童クラブの令和7年度の運営業務委託優先交渉事業者として選考され、育成支援の安定性の観点から継続して契約事業者と随意契約を結ぶことが適当であると考えられる。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により、同者を相手として随意契約を行うこととした。

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担 当 課	子ども居場所課

契約業者名・住所	社会福祉法人 にじの会 松戸市新松戸6-118-1
工事等の名称	令和8年度松戸市放課後児童クラブ運営業務委託（横須賀放課後児童クラブ）
工事等の場所	松戸市が指定した場所
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
契約金額	58,960,000円
工事等の概要	本事業は、保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない小学生の児童を放課後にお預かりし、児童の健全な育成を図る事業を行うことを目的とするものである。
随意契約の理由	本事業を平成31年度より運営業務委託として実施するにあたり、『松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例』の内容を遵守し、育成事業を確実に遂行するものである。 このため、本業務の受託者には、円滑に運営させるために育成事業を適正に執行できる子どもの放課後を豊かにする社会貢献・地域貢献を目指すことが求められることから、令和6年度に実施した松戸市放課後児童クラブ運営事業者選考委員会において、対象となる放課後児童クラブの令和7年度の運営業務委託優先交渉事業者として選考され、育成支援の安定性の観点から継続して契約事業者と随意契約を結ぶことが適当であると考えられる。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により、同者を相手として随意契約を行うこととした。

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担 当 課	子ども居場所課

契約業者名・住所	株式会社 エデュケーショナルネットワーク 東京都千代田区神田猿楽町一丁目5番15号
工事等の名称	令和8年度松戸市放課後児童クラブ運営業務委託（小金北放課後児童クラブ 外1か所）
工事等の場所	松戸市が指定した場所
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
契約金額	94,990,000円
工事等の概要	本事業は、保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない小学生の児童を放課後にお預かりし、児童の健全な育成を図る事業を行うことを目的とするものである。
随意契約の理由	本事業を平成31年度より運営業務委託として実施するにあたり、『松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例』の内容を遵守し、育成事業を確実に遂行するものである。 このため、本業務の受託者には、円滑に運営させるために育成事業を適正に執行できる子どもの放課後を豊かにする社会貢献・地域貢献を目指すことが求められることから、令和6年度に実施した松戸市放課後児童クラブ運営事業者選考委員会において、対象となる放課後児童クラブの令和7年度の運営業務委託優先交渉事業者として選考され、育成支援の安定性の観点から継続して契約事業者と随意契約を結ぶことが適当であると考えられる。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により、同者を相手として随意契約を行うこととした。

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担 当 課	子ども居場所課

契約業者名・住所	株式会社 アンフィニ 茨城県つくばみらい市板橋1812番地16
工事等の名称	令和8年度松戸市放課後児童クラブ運営業務委託（南部放課後児童クラブ 外2か所）
工事等の場所	松戸市が指定した場所
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
契約金額	152,590,000円
工事等の概要	本事業は、保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない小学生の児童を放課後にお預かりし、児童の健全な育成を図る事業を行うことを目的とするものである。
随意契約の理由	本事業を平成31年度より運営業務委託として実施するにあたり、『松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例』の内容を遵守し、育成事業を確実に遂行するものである。 このため、本業務の受託者には、円滑に運営させるために育成事業を適正に執行できる子どもの放課後を豊かにする社会貢献・地域貢献を目指すことが求められることから、令和6年度に実施した松戸市放課後児童クラブ運営事業者選考委員会において、対象となる放課後児童クラブの令和7年度の運営業務委託優先交渉事業者として選考され、育成支援の安定性の観点から継続して契約事業者と随意契約を結ぶことが適当であると考えられる。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により、同者を相手として随意契約を行うこととした。

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担 当 課	子ども居場所課

契約業者名・住所	株式会社 明日葉 東京都港区三田3丁目5番19号 住友不動産東京三田ガーデンタワー3F
工事等の名称	令和8年度松戸市放課後児童クラブ運営業務委託（貝の花放課後児童クラブ）
工事等の場所	松戸市が指定した場所
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
契約金額	28,210,000円
工事等の概要	本事業は、保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない小学生の児童を放課後にお預かりし、児童の健全な育成を図る事業を行うことを目的とするものである。
随意契約の理由	本事業を平成31年度より運営業務委託として実施するにあたり、『松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例』の内容を遵守し、育成事業を確実に遂行するものである。 このため、本業務の受託者には、円滑に運営させるために育成事業を適正に執行できる子どもの放課後を豊かにする社会貢献・地域貢献を目指すことが求められることから、令和6年度に実施した松戸市放課後児童クラブ運営事業者選考委員会において、対象となる放課後児童クラブの令和7年度の運営業務委託優先交渉事業者として選考され、育成支援の安定性の観点から継続して契約事業者と随意契約を結ぶことが適当であると考えられる。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により、同者を相手として随意契約を行うこととした。

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担 当 課	子ども居場所課

契約業者名・住所	特定非営利活動法人 すまいるキッズ
工事等の名称	令和8年度松戸市放課後児童クラブ運営業務委託（矢切放課後児童クラブ 外3か所）
工事等の場所	松戸市が指定した場所
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
契約金額	124,140,000円
工事等の概要	本事業は、保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない小学生の児童を放課後にお預かりし、児童の健全な育成を図る事業を行うことを目的とするものである。
随意契約の理由	<p>本事業を平成31年度より運営業務委託として実施するにあたり、『松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例』の内容を遵守し、育成事業を確実に遂行するものである。</p> <p>このため、本業務の受託者には、円滑に運営させるために育成事業を適正に執行できる子どもの放課後を豊かにする社会貢献・地域貢献を目指すことが求められることから、令和6年度に実施した松戸市放課後児童クラブ運営事業者選考委員会において、対象となる放課後児童クラブの令和7年度の運営業務委託優先交渉事業者として選考され、育成支援の安定性の観点から継続して契約事業者と随意契約を結ぶことが適当であると考えられる。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により、同者を相手として随意契約を行うこととした。</p>

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担 当 課	子ども居場所課

契約業者名・住所	特定非営利活動法人 MASC 松戸市牧の原1-1-2 2階
工事等の名称	令和8年度松戸市放課後児童クラブ運営業務委託（常盤平第一放課後児童クラブ 外2か所）
工事等の場所	松戸市が指定した場所
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
契約金額	114,330,000円
工事等の概要	本事業は、保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない小学生の児童を放課後にお預かりし、児童の健全な育成を図る事業を行うことを目的とするものである。
随意契約の理由	本事業を平成31年度より運営業務委託として実施するにあたり、『松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例』の内容を遵守し、育成事業を確実に遂行するものである。 このため、本業務の受託者には、円滑に運営させるために育成事業を適正に執行できる子どもの放課後を豊かにする社会貢献・地域貢献を目指すことが求められることから、令和6年度に実施した松戸市放課後児童クラブ運営事業者選考委員会において、対象となる放課後児童クラブの令和7年度の運営業務委託優先交渉事業者として選考され、育成支援の安定性の観点から継続して契約事業者と随意契約を結ぶことが適当であると考えられる。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により、同者を相手として随意契約を行うこととした。

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担 当 課	子ども居場所課

契約業者名・住所	社会福祉法人 晴香 松戸市根木内145
工事等の名称	令和8年度松戸市放課後児童クラブ運営業務委託（馬橋北放課後児童クラブ 外2か所）
工事等の場所	松戸市が指定した場所
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
契約金額	139,380,000円
工事等の概要	本事業は、保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない小学生の児童を放課後にお預かりし、児童の健全な育成を図る事業を行うことを目的とするものである。
随意契約の理由	本事業を平成31年度より運営業務委託として実施するにあたり、『松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例』の内容を遵守し、育成事業を確実に遂行するものである。 このため、本業務の受託者には、円滑に運営させるために育成事業を適正に執行できる子どもの放課後を豊かにする社会貢献・地域貢献を目指すことが求められることから、令和6年度に実施した松戸市放課後児童クラブ運営事業者選考委員会において、対象となる放課後児童クラブの令和7年度の運営業務委託優先交渉事業者として選考され、育成支援の安定性の観点から継続して契約事業者と随意契約を結ぶことが適当であると考えられる。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により、同者を相手として随意契約を行うこととした。

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担 当 課	子ども居場所課

契約業者名・住所	社会福祉法人 さわらび福祉会 松戸市野菊野5
工事等の名称	令和8年度松戸市放課後児童クラブ運営業務委託（古ヶ崎放課後児童クラブ 外2か所）
工事等の場所	松戸市が指定した場所
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
契約金額	137,680,000円
工事等の概要	本事業は、保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない小学生の児童を放課後にお預かりし、児童の健全な育成を図る事業を行うことを目的とするものである。
随意契約の理由	本事業を平成31年度より運営業務委託として実施するにあたり、『松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例』の内容を遵守し、育成事業を確実に遂行するものである。 このため、本業務の受託者には、円滑に運営させるために育成事業を適正に執行できる子どもの放課後を豊かにする社会貢献・地域貢献を目指すことが求められることから、令和6年度に実施した松戸市放課後児童クラブ運営事業者選考委員会において、対象となる放課後児童クラブの令和7年度の運営業務委託優先交渉事業者として選考され、育成支援の安定性の観点から継続して契約事業者と随意契約を結ぶことが適当であると考えられる。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により、同者を相手として随意契約を行うこととした。

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担 当 課	子ども居場所課

契約業者名・住所	社会福祉法人 ピスティスの会 松戸市松戸1394
工事等の名称	令和8年度松戸市放課後児童クラブ運営業務委託（中部放課後児童クラブ 外1か所）
工事等の場所	松戸市が指定した場所
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
契約金額	151,320,000円
工事等の概要	本事業は、保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない小学生の児童を放課後にお預かりし、児童の健全な育成を図る事業を行うことを目的とするものである。
随意契約の理由	本事業を平成31年度より運営業務委託として実施するにあたり、『松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例』の内容を遵守し、育成事業を確実に遂行するものである。 このため、本業務の受託者には、円滑に運営させるために育成事業を適正に執行できる子どもの放課後を豊かにする社会貢献・地域貢献を目指すことが求められることから、令和6年度に実施した松戸市放課後児童クラブ運営事業者選考委員会において、対象となる放課後児童クラブの令和7年度の運営業務委託優先交渉事業者として選考され、育成支援の安定性の観点から継続して契約事業者と随意契約を結ぶことが適当であると考えられる。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により、同者を相手として随意契約を行うこととした。

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担 当 課	子ども居場所課

契約業者名・住所	社会福祉法人 小金原福祉会 松戸市小金原4-37-15
工事等の名称	令和8年度松戸市放課後児童クラブ運営業務委託（馬橋放課後児童クラブ 外3か所）
工事等の場所	松戸市が指定した場所
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
契約金額	187,210,000円
工事等の概要	本事業は、保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない小学生の児童を放課後にお預かりし、児童の健全な育成を図る事業を行うことを目的とするものである。
随意契約の理由	本事業を平成31年度より運営業務委託として実施するにあたり、『松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例』の内容を遵守し、育成事業を確実に遂行するものである。 このため、本業務の受託者には、円滑に運営させるために育成事業を適正に執行できる子どもの放課後を豊かにする社会貢献・地域貢献を目指すことが求められることから、令和6年度に実施した松戸市放課後児童クラブ運営事業者選考委員会において、対象となる放課後児童クラブの令和7年度の運営業務委託優先交渉事業者として選考され、育成支援の安定性の観点から継続して契約事業者と随意契約を結ぶことが適当であると考えられる。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により、同者を相手として随意契約を行うこととした。

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担 当 課	子ども居場所課

契約業者名・住所	特定非営利活動法人 松戸市学童保育の会 松戸市五香2-35-4 第2弓削ハイマート202
工事等の名称	令和8年度松戸市放課後児童クラブ運営業務委託（北部放課後児童クラブ 外7か所）
工事等の場所	松戸市が指定した場所
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
契約金額	398,320,000円
工事等の概要	本事業は、保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない小学生の児童を放課後にお預かりし、児童の健全な育成を図る事業を行うことを目的とするものである。
随意契約の理由	本事業を平成31年度より運営業務委託として実施するにあたり、『松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例』の内容を遵守し、育成事業を確実に遂行するものである。 このため、本業務の受託者には、円滑に運営させるために育成事業を適正に執行できる子どもの放課後を豊かにする社会貢献・地域貢献を目指すことが求められることから、令和6年度に実施した松戸市放課後児童クラブ運営事業者選考委員会において、対象となる放課後児童クラブの令和7年度の運営業務委託優先交渉事業者として選考され、育成支援の安定性の観点から継続して契約事業者と随意契約を結ぶことが適当であると考えられる。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により、同者を相手として随意契約を行うこととした。

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担 当 課	子ども居場所課

契約業者名・住所	特定非営利活動法人 ねばあらんど 松戸市日暮3-1-5 コーポヒロ106
工事等の名称	令和8年度松戸市放課後児童クラブ運営業務委託（小金放課後児童クラブ 外7か所）
工事等の場所	松戸市が指定した場所
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
契約金額	336,110,000円
工事等の概要	本事業は、保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない小学生の児童を放課後にお預かりし、児童の健全な育成を図る事業を行うことを目的とするものである。
随意契約の理由	本事業を平成31年度より運営業務委託として実施するにあたり、『松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例』の内容を遵守し、育成事業を確実に遂行するものである。 このため、本業務の受託者には、円滑に運営させるために育成事業を適正に執行できる子どもの放課後を豊かにする社会貢献・地域貢献を目指すことが求められることから、令和6年度に実施した松戸市放課後児童クラブ運営事業者選考委員会において、対象となる放課後児童クラブの令和7年度の運営業務委託優先交渉事業者として選考され、育成支援の安定性の観点から継続して契約事業者と随意契約を結ぶことが適当であると考えられる。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により、同者を相手として随意契約を行うこととした。